

奈良県告示第百九十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県高田土木事務所長から報告があつた。

平成二十年七月十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 指定の場所（平成二十年六月二十五日現在の地番による。）

香芝市関屋八七四番地ノ一の一部

二 申請者氏名 ファミティホーム株式会社 代表取締役 八木皐希子

三 申請者住所 大阪府羽曳野市誉田三丁目一四番一六号

四 道路の幅員 四・五〇メートル

五 道路の延長 二一・〇九メートル

六 指定年月日 平成二十年六月二十七日

七 指定番号 高土第二〇〇三号